特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０６８号
東京都千代田区神田美土代町７番地
清算株式会社　株式会社ＡＩＲ　ＢＩＯＳ
代表清算人　鬼原　正博
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０６９号
東京都品川区西五反田５丁目７番３号
清算株式会社　ＨｉＣｕｓｔｏｍｅｒ株式会社
代表清算人　鈴木　大貴
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０１号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3523番地
清算株式会社　株式会社魚敬
代表清算人　蛭田美代子
1　決定年月日　令和７年９月29日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所横須賀支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００４号
神戸市兵庫区五宮町３番２号
清算株式会社　株式会社ＣＬＯＳＥ
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第９号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地56番４号
清算株式会社　菱栄石油株式会社
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和７年（ヒ）第１０号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地56番４号
清算株式会社　上野海運株式会社
1　決定年月日　令和７年10月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１号
新潟市中央区上所１丁目１番24号　Ｎビル４階とやの総合法律事務所内
清算株式会社　とやの清算株式会社
代表清算人　太田　　竜
1　決定年月日　令和７年９月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則（弁済の場所等）
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　定義
1　「一般債権」とは、協定債権のうち以下のいずれにも該当しないものをいう。
①　利息債権
②　遅延損害金請求権
③　前記①及び②を代位弁済したことによる求償権
2　「弁済原資」とは、清算業務終了時において清算株式会社が有する現預金から、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を弁済するために必要な金額を控除した金額をいう。
第３　弁済と免除
本認可決定確定後１か月以内に、「弁済原資」を各債権者の「一般債権」の額により按分して得られた金額（但し１円未満の端数は切り捨てる。）を弁済し、弁済時に、協定債権額と弁済額の差額について免除を受ける。
以上
新潟地方裁判所民事部

更生手続における包括的禁止命令

令和７年（ミ）第３号
大阪市中央区博労町４丁目２番15号
開始前会社　中川企画建設株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和７年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

令和７年（ミ）第３号
大阪市中央区博労町４丁目２番15号
開始前会社　中川企画建設株式会社
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　大阪市中央区北浜２丁目５番23号小寺プラザ12階　弁護士法人関西法律特許事務所　弁護士　髙木　大地
令和７年10月９日
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始